

周防大島町告示第11号

平成17年第3回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成17年4月22日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成17年4月28日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
武政 輝夫君	平村 真成君
魚谷 洋一君	松井 岑雄君
黒田 壇豊君	広田 清晴君
魚原 満晴君	富田 安英君
木村 潔君	中本 博明君
平川 敏郎君	田中隆太郎君
小田 貞利君	尾元 武君
久保 雅己君	新山 玄雄君

応招しなかった議員

平成17年 第3回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成17年4月28日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成17年4月28日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(一般会計補正予算関係)
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例関係)
- 日程第7 議案第3号 動産の買入れについて
- 日程第8 議案第4号 周防大島町久賀ふるさと館条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 周防大島町久賀ふるさと館使用条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(一般会計補正予算関係)
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例関係)
- 日程第7 議案第3号 動産の買入れについて
- 日程第8 議案第4号 周防大島町久賀ふるさと館条例の一部改正について
- 日程第9 議案第5号 周防大島町久賀ふるさと館使用条例の一部改正について

出席議員(26名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 安本 貞敏君 | 2番 伊東 梅芳君 |
| 3番 土手 正喜君 | 4番 平野 和生君 |
| 5番 荒川 政義君 | 6番 浜戸 信充君 |
| 7番 杉山 藤雄君 | 8番 神岡 光人君 |

9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
11番 武政 輝夫君	12番 平村 真成君
13番 魚谷 洋一君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君	議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君	書 記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
税務課長	橋本 澄夫君	契約監理課長	平田 好男君
商工観光課長	中原 忍君	生活衛生課長	東原 正一君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） 本日は、お忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから平成17年第3回周防大島町臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、杉山藤雄議員、8番、神岡光人議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3．議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。平成17年第3回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折早朝から御参集を賜り、まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本臨時会に提案いたしております案件は、報告1件、専決処分の承認2件、動産の買い入れ1件、条例の一部改正2件であります。

報告第1号は、専決処分の報告であります。議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を、専決処分により締結をいたしましたので、御報告するものでございます。

次に、議案第1号、議案第2号の専決処分の承認を求める案件については、議会を招集する暇がありませんでしたので、議案書のとおり専決処分を行い、これを報告をし、承認を求めるものであります。

まず、議案第1号は、平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についてであります。予算総額の異同はありませんが、3月定例会閉会後に地方債の決定があり、これに伴う補正であります。専決処分書のとおり処分をさせていただきました。

議案第2号は、周防大島町税条例の一部改正についてであります。地方税法一部改正が3月25日に関連する政令並びに省令が3月31日に公布をされ、4月1日から施行されることに伴

いまして、専決処分書のとおり処分をさせていただきました。

議案第3号は、動産の買い入れについてであります。塵芥車の買い入れにつきまして、指名競争入札の結果、周防大島町大字小松の有限会社岡田モーターズが落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第4号は、周防大島町久賀ふるさと館条例の一部改正についてであります。

久賀ふるさと館の運営を、周防大島町観光協会に委託することで、消防法の届け出が必要であります。宿泊時における宿直者が常駐する体制にしていなかったことから、このままでは宿泊施設としての認可が取得できない状態であり、宿泊利用状況や年間予算を考慮し、同館の宿泊業務を中止しようとするものであります。つきましては、宿泊に関する条文を削除する条例の一部改正を行うものであります。

議案第5号は、周防大島町久賀ふるさと館使用条例の一部改正についてであります。

議案第4号に関連をして、久賀ふるさと館使用条例の別表宿泊使用料を削除する条例の一部改正を行うものでございます。

以上、概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたしまして終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で議案の説明を終わります。

日程第4．報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第1号であります。専決処分の報告であります。

平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業沖浦西地区汚水処理施設工事につきまして、当初の計画では処理水槽部のコンクリート打設を射体途中までということにしておりましたが、これを床版部まで施行することといたしまして、現契約1億3,533万7,650円に370万200円を増額した1億3,903万7,850円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項によりまして専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第5．議案第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、議案第1号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第

4号)の専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役(椎木 巧君) 議案第1号専決処分の承認を求めることについて補足説明を行います。

平成16年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)につきまして、平成17年3月31日付をもちまして専決処分を行いましたので、これを報告し、議会の承認を求めます。

今回の補正は、第1表の地方債の補正のとおり、水産業債及び過疎対策事業債について、その限度額をそれぞれ増額するものでありますが、棕野漁港に係る海岸保全施設整備事業、漁港環境整備事業、漁業集落環境整備事業、地域水産物供給基盤整備事業について、平成15年度より事業を繰り越し施行したわけですが、その繰り越し分について起債の限度額を設定し、議会の御議決をいただいておりますが、山口財務事務所の方より起債前借り入れ分も含めまして、限度額を設定すべきだという指導がございましたので、これを調整するものでございます。

なお、今回の措置は合併に伴う特例の措置でありますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第1号質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) 今助役の方から補足説明がありました。その中で、ちょっと非常にわかりにくい部分がありますので、質疑をしたいというふうに思います。

1つは、15年度以降についてと事業は進めてきたと。そして、16年度分、旧町時代のいわゆる起債の変更。そしてまた、17年度の既に議決の範囲だから、実際的には起債の全体枠は変わらないと。起債の全体枠ですね、これは変わりませんよということでしたが、実際的には水産業債について今説明がありましたが、具体的に過疎部分も結局水産と関連部分というふうにとらえるのかどうなのか。過疎債部分もね。実際的には別個だというふうに私は思うんですが、どういうふうにとらえているのか聞いておきたい。

それと、実際的には水産業債で4,380万円、過疎債部分で4,110万円ということが、実際的には変更額ということになっておるといふふうに思うんですが、実際的にはその流れをもう少し丁寧に求めておきたいと。起債前の実際特に。

議長(新山 玄雄君) 奈良元財政課長。

財政課長(奈良元正昭君) まず、1点目の水産業債と過疎対策事業債は別個のものかという御質問ですけれども、これにつきましては、棕野漁港にかかわります海岸保全施設整備事業、それから漁港環境整備、それから漁業集落環境整備、これが水産事業債です。それから、地域水産物供給基盤整備事業、これが過疎対策事業債ということでございます。ですから、すべてこれ棕野

漁港にかかわるものでございます。

それから、今の考え方なんですけれども、要するに先ほどから助役が補足説明したとおりなんですけれども、まず棕野漁港にかかわる事業を平成15年度事業として実施、旧久賀町で実施してまいりました。これは年度内に完成が困難になりまして、16年度に繰り越しをし、16年度において事業を行ってきたわけでございますけれども、起債につきましては事業が完成しなければ、正式に本借入れということができないわけでございますけれども、15年度の支払い分、これに充てるために資金を前借りして支払いに充てると、これが起債の前借り制度なんですけれども、これがそれぞれですから15年度分の支払い分として、旧久賀町において前借りをしたものが水産事業債で4,380万円、それから過疎対策事業債分として4,110万円あったということでございます。

そして、周防大島町におきまして、これらの事業が16年度で完成をしたということございまして、これに伴いまして正式に起債借入れを行うという手続を行うに当たりまして、私どもといたしましても、周防大島町分として16年度の支払いに充てる起債額、これを限度額ということで設定をして議会の御議決はいただいております。

けれども、起債の借入れの正式な手続を行うに当たりまして、山口財務事務所から既に久賀町で借入れを起こし歳入があったわけなんですけれども、周防大島町として本借入れの手続を行うに当たっては、周防大島町分として新たに借入れが発生するという解釈になるよということございまして、ですから、歳入等には実際にはないわけなんですけれども、期前分もあわせて限度額を設定すべきだという指導がございまして、これが限度額として財務事務所からも決定が来るということでございますから、このたび専決処分によって限度額の変更をさせていただいたということでございます。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第1号討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 1号について反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

といいますのが、今回の実際的な起債前借入れですか、そのことはルール上存在するわけですから、否定はしません。じゃが、実際的に私自身がこの討論を行ってきた経過、これは基本的には、その事業そのものに対するものを指摘してきました。その事業が一体どうなのかということで。

それで、実際的今回は旧町、いわゆる旧町合併前のいわゆる起債分、そしてまた旧町後の起債

分ということで、起債そのものは年度途中の合併により、今回の起債の変更という部分もそりゃあるかもわかりません。しかし、私自身は事業に反対してきた以上は、今回の決定については反対せざるを得ないというふうに考えて討論といたしたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成16年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第6．議案第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第6、議案第2号周防大島町税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第2号専決処分の承認を求めることにつきまして補足説明を行います。

本案は、地方税法及び所得税法等の一部を改正する法律、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等が3月30日に参議院本会議で可決成立をいたしました。

また、これに伴い、地方税法施行令等の一部改正をする政令等が3月31日に公布され、これらの法律が4月1日から施行されることに伴いまして、周防大島町税条例の一部改正が必要となりますが、法律及び政省令の施行日が4月1日となっております。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、議会を招集する暇がないと認め専決処分をし、これの承認を求めますのでございます。

それでは、改正の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

参考資料によりまして説明させていただきたいと思いますので、参考資料をお願いいたします。議案第2号の周防大島町税条例の新旧対照表をあけていただきたいと思います。第24条の個人町民税の非課税の範囲につきましては、個人の市町村民税を課することができないものの範囲を規定したものでございます。生活扶助を受けている者、障害者、未成年、65歳以上の者、寡婦ま

たは男の寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者については、一般的に所得家得能力、または担税力に乏しいものと考えられることから、均等割と所得割がともに非課税とされております。

本改正は、この対象の中から年齢65歳以上の者を除くということでございます。

改正の理由といたしましては、国民皆年金制度の確立など、高齢者を支える社会保障制度が整備され、高齢者の平均寿命が大幅に伸び、全体としてみれば経済的にも豊かになってきていると考えられます。

今後の少子高齢化社会においては、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが必要であり、高齢者を年齢だけで一律に優遇する制度については、見直しを行うとされ、同じ所得の現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保するため、平成18年度分の個人住民税から廃止されることとなります。

第36条の2、町民税の申告については、法改正に伴う項ずれによるものでございます。

第54条の固定資産税の納税義務者等につきましては、固定資産税の納税義務者について定められたものでありますが、不動産登記法の全部改正によりまして、「土地登記簿及び建物登記簿」という文言が、「登記簿」に改められましたことによる改正でございます。

第63条の3、第2項、法第352条の2、第5項及び第6項の規定による固定資産税のあん分の申し出についてでございますが、マンション等の区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に係る固定資産税をあん分することを申し出ようとする場合の手続を規定した条文中でございますが、今回の改正は東京都三宅島の噴火災害の事例のように、想定外であった長期の避難指示に係る場合や、長期の避難がもたらす経済的な状態を考慮しての改正でございます。内容につきましては、避難指示期間が災害発生年の翌年以降に及んだ場合、避難指示解除後3年間まで適用可能とする規定を追加するものでございます。

第72条の申請または申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収につきましては、固定資産税を法定の時期に課税した後において納税義務者がすべて申請または申告をしなかったことに基因して、固定資産税に過不足があることを発見した場合においてとられるべき措置及びその延滞金の徴収について規定したものでございますが、今回の改正につきましては、新しい不動産登記法は手続の基本原則など、従来の不動産登記手続を基本に維持しながら、そういう基本は維持しておりますが、不動産登記制度を高度情報化社会にふさわしい制度にするという観点から、インターネットを利用したオンライン申請の手続を導入するとともに、片仮名文語体の法文を現代語化する等、見直しを行ったことに伴う条項の改正でございます。

第74条の2、被災住宅用地の申告につきましては、震災等の事業により滅失または損壊した家屋の敷地のように供されていた土地について、従前は住宅用地であったものを、住宅用地とみ

なす課税標準の特例が設けられたことに伴い、被災住宅用地等に関する申告の規定について定められたものでございまして、先ほどの第63条の3、第2項の改正理由と同一のものでございます。

次に、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、この特例の適用期限を平成18年度を平成21年度まで3年間延長するという改正でございます。

附則第10条の3、阪神淡路大震災に係る固定資産の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、平成17年度から平成20年度までとし、この特例期間ですね、特例の適用期間を平成17年から平成20年度までとし、2年間延長しようとする改正でございます。

附則第15条の読替規定でございますが、特別土地保有税の免税点の適用に当たり、用いられる基準面積の算定について、非課税とされる土地の面積は、これに算入しないことを定めたという条文でございますが、周防大島町ではこの制度の該当するものはございませんが、市町村、事業者の事務負担等を軽減するため、徴収猶予制度の見直しをするというものでございます。

次に、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例については、保有分に係る税額算定に当たり、特別土地保有税額から控除する固定資産税相当額の特例について定めたものでございますが、特別土地保有税の非課税措置に関し、16年度末で適用期限が到来するものについては、徴収猶予の根拠規定として適用実績があるもの以外は、規定を存置する意味合いに乏しいことから、今回の改正において削除するというものでございます。

附則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例については、所得税法等の改正に伴う短期譲渡所得の計算の改正に伴うというものでございます。

附則第19条の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例については、本条例の改正に伴う項ずれ、条ずれによるものでございます。これの第2項の削除につきましては、公開株式に係る課税の特例であり、現在上場株式等について優遇税率が適用されていることから、適用停止となっております。そういうことで、今回廃止されるというものでございます。

第19条の2、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例については、これは新たに追加されるものでございますが、第1項では特定口座で管理されていた株式につき、発行会社の精算結了等による無価値化損失が生じた場合に、株式等の譲渡損失とみなすことができることとするというものでございます。

第2項につきましては、この計算に当たって当該特定管理株式の譲渡以外の株式の譲渡による事業所得、事業所得等の金額とは区分して計算することを定めたものでございます。

第3項については、その手続についての定めでございます。

第19条の3、上場株式等の譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例については、前条が新たに挿入されたため、第19条の2から第19条の3へと条ずれが生じたため改正するものでございます。

次、第19条の4でございますが、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例については、同じように条ずれ等による改正でございます。

第19条の5、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除については、これは項ずれによる改正でございます。

第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例については、この特例の適用期限を2年間延長し、平成19年3月31日までに払い込みにより取得した特定中小会社の特定株式について適用するというところでございます。

次に、本改正条例の附則でございますが、これは議案つづりの方の一番最後の議案書の方の一番最後にありますが、6ページの最後に出ております。本改正条例の附則でございますが、第1条、施行期日でございますが、この条例は平成17年4月1日から施行するというようにいたしております。

ただし、一部の改正規定につきましては、平成18年1月1日から施行するという改正も盛り込まれております。

次、第2条でございますが、町民税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第2号の専決処分の承認を求めることについての補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。議案第2号質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の地方税法の改正で、大島町にかかわるとすれば、1番部分が老人部分の変更にかかわることというふうに考えております。実際的には県にかかわる部分、また三宅島等にかかわる部分は、直接的には余り関係ない部分というふうに私は認識しておきます。

そういう意味では、実態として今回老人分の改正という部分で、担当課また助役、町長の方は実際補足説明を聞いてみると公平化と言われるが、実際は公平化じゃないわけなんです。長い間働いて、実際的に大変な世帯、とりわけ大島町民にとっては大変だという点は、私は3月議会でかなりやってきました。いう中で、今回影響分はどのように見とるのか。

また、これには今補足説明の中ではありませんでしたが、実際的にはこのこととあわせて、実際的には低率減税の住民税、2分の1か来年全額カットという部分もあるというふうに考えております。それらの点を含めながら、どのように影響分は考えておるのか、聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 65歳以上の廃止の影響額、それと特別減税の影響額でございます

が、現在周防大島町では7,293人に税金が昨年度はかかっております。これは均等割につきましては、6,261人、町分でございますと1,878万3,000円でございます。所得割につきましては5,954人でございます。実際に年齢等課税状況調べというものがございませけれども、新町になりまして現在今賦課を進めておりますけれども、これが8月段階で出てまいります。

それにつきましても、年齢による均等割の区分等は厳密には定めておりませんが、周防大島町の高齢化等を勘案してみますと、これの1,800万円の約役半といえは940万円ぐらいになるわけですが、これぐらいが影響額として起こってくるのではないかと考えております。

それと、特別減税の件でございますが、これにつきましては、この条例では出てまいりませんでした。と申しますのも、これは附則の20条で規定しておりますけれども、地方税法の附則30条を助言をしております。したがって、施行規則の方は変わっておりますけれども、直接にはこの改正には出ておりません。それで、所得税につきましては、18年の1月からと。町民税につきましては、18年の6月からの適用になっております。これにつきましては、一応第1弾としまして半額の、半分の減税になるということでございます。

それと、その見返りとして、見返りと言っては失礼ですが、18年度には所得割の3分の2を均等割もですけれども、3分の2を控除するとございます。それで、続きまして失礼しました。これは先ほどの65歳の方の関係でございました。それで、数字につきましては、特別減税につきましては、4町で4,960万円の実績がございませ。ということで、この減税が半分になるということなんで、2,400万円ぐらいの増収になることになろうかと思っております。

それともう一つ、先ほど申しました65歳の件につきましては、激変緩和の観点から、所得割、均等割につきまして初年度は3分の2を税額から控除しますと。次の年度につきましては、3分の1を控除して、20年度から全額課税ということになっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には、今言われたような金額が町民負担が実際的にはふえるわけです。実際的にはふえていくと。実際的にはあれですが、もう一、二点ちょっと今回の改正分で、先ほど助役の方が、いわゆる順番が後ずれで条例改正という部分がありますが、それ以外の部分で聞いておきたいというふうに思いますが、特別土地保有税の関係で聞いておきたいというふうに思います。

御承知のように、特別土地保有税については16年度からですか、実質はいわゆる徴収を延期という言い方が徴収がなくなったというふうに私は実際的な徴収手続はないんじゃないかというふ

うに見ております。今回の改正あれですね。

それで、実際的には今回の改正であっても、実際的には過去の特別土地保有税はそのまま新町に引き継がれて、実際的には未納分については、いわゆる特別土地保有税を払ってくださいという作業は、当然されていくというふうに私自身も理解しております。

その中で、実際的に今回の条例改正があろうがなかろうが、旧町分に今実際的にかなりの金額があると。とりわけ大島町の分も、旧大島町の分もかなりありますし、他の旧各町の部分もわかりませんが、実際的に今資料があれば、実際的に特別土地保有税等を今回の条例改正にかかわらず、既に求めんにゃいけん部分の残りは実際的にどのくらいあるか、実際的につかんじょりますか。つかんでなかったらええです。今資料がないわけですから、ええですが、実際的にはどういう状況か、理解しちよる範囲でいいです。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 特別土地保有税につきましては、16年度で保有分と取得分につきましても、課税停止となっております。それで、今の説明につきましては、徴収猶予ということで、将来に国等で利用するとか、公共的なものに利用する場合に、それが達成されたときに税金を払わなくてもいいというような規定がございます。そのことについて改正をしておるということで、実際には今議員さんおっしゃいましたように、未納分についての徴収とか、そういうことしか起こっておりません。

周防大島町では、特例の地域については該当がございません。それで、全体の徴収未納額ということでございますけれども、昨年の未納額は全体で3,000万円ちょっとございました。4町あわせて。今回が今現在ちょっと多いわけでございますが、それを今5月末で年度が締まりますので、納税者の皆様をお願いをしておるところでございます。大体3,000万円から1年度の残りがそういうぐあいで計算していただけたらと思います。

それで、5年間たちますと整理組合にその年度、9月ごろになりますと整理組合に委託するわけでございますが、5年間たちますと時効ということで、一応落としておりますので、5倍くらいということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私の場合は特別土地保有税、今今回改正の部分と、地方税法の中での町民税負担分とは別個に考えておりますので、実際的にはこれ以上の質疑はしませんが、かなりの影響があるんじゃないかということだけ言うておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。議案第2号討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 地方税法の改正、とりわけ今回の改正の点がどうなのかという点で、とりわけ反対の立場から討論したいというふうに思います。

といいますのが、今回の地方税法の改正、国による改正、これは国の管理下にある地方自治体だからしょうがないという点では、済まされない問題があるということをもっと明らかにしたいというふうに思います。

といいますのは、今回地方税法の改正はどのような問題点かということ、一つは国のいわゆるあるべき税制構築に向けた改革の一環の中の、その中の実際的には2007年度、いわゆるこれは消費税の大幅アップの年度と言われておりますが、この消費税分までの継続の位置づけとして地方税法の今回の改正があるという点が、大きな問題点があるということをもっと第1点指摘したいというふうに思います。

2つ目として、先ほど附則の中でありますから、規則で変えるわけですから、本条例の中には入りませんと言われる低率減税の影響、この低率減税の影響は、いわゆるこれが100%、今2分の1ですが、今年度は2分の1ですが、実際的にはなくなるということは、実際どういうふうになっていくかということ、所得税、住民税で基本的にはサラリーマン700万円クラス、皆さん方のクラスよりちょっと下ぐらいですか、ぐらいで20%以上の引き上げになると。これが試算で既に出されております。ということは、実際的には不況から克服しないまま負担がふえるという格好になります。

それともう1点は、高齢者の非課税の廃止、先ほど実際的には若者も高齢者も平等にという観点からという補足説明がされましたが、実際的にはかなり実際的に所得状況が強化されるということが、実際的には高齢者の場合は、若者も一緒ですが、例えば介護保険や実際的な国保に所得割部分は連動していくわけです。そうすれば、私たちは表現的には雪だるま式なアップということを指摘しております。

実際的にはこの強化は、実際的にはかなりの町民に対する負担、高齢者含め、若者を含め実際的には今回の地方税法の改正は、かなりの負担が重くのしかかるということになります。

そして、その一方で、実は一昨年でしたか、御承知のように地方税法の改正の中で、実は連結納税制度、これは所得割も含めてです。所得税も含めてですが、これが入りました。御承知のとおりです。

一方では例えばどのぐらいの減税されたかという部分を含めて討論しときたいと思いますが、実は実際的にはこの連結納税2002年度分でのどのぐらいかといいますと、3,410億円の減税ということになります。といいますのは、届け出グループがこの地方にはほとんど関係ないん

ですが、実際的には100余りのグループが連結納税でやっておりますので、実際的には一方では3,410億円余りの全国的な減税をして、そういう連結納税、連結システムにより、一方ではこうしたいいわゆる町民、末端のところから取り立てるというシステムになっていると。ここに今回の地方税法の改正の非常に小泉改革なるもの中身が、本質があらわれておるといふふうに考えております。

私たちは、実際的には負担は所得に応じて支払う、いわゆる担務能力といいますが、実際的にはそういう方向こそ正しい税制のあり方ということで私たちは言っておりますが、今回の地方税法の改正は、最初から本当に町民、いわゆるそこに住む町民、勤労者、そこに多くの負担をいわゆる与えるいわゆる地方税法の改正という点で、どうしても批判を強めなければいけないといふふうに思います。

とりわけ、ここ数年来のいわゆる町民いじめ、私は3月議会で今の国のやり方は、いわゆる地方自治体と町民と一緒に、いわゆるいじめるもの、システムだという批判をしましたが、実際的にはそれが税法上あらわれたといふふうに私は述べておきたい。

以上をもちまして、今回の税制改正については反対の立場を明確にしたいといふふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号周防大島町税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第7．議案第3号

議長（新山 玄雄君） 日程第7、議案第3号動産の買い入れについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第3号動産の買い入れについて補足説明を申し上げます。

大島地区で運行されておりますごみ収集車は、平成3年に購入されたもので、購入以来ほぼ

14年が経過をいたしております。走行距離も16万キロを超え、故障も多く、再三修理をするというふうな状況で気になっております。

今般、新たに買い入れることにつきまして、町内の自動車販売業者7社による指名競争入札の結果、周防大島町大字小松、有限会社岡田モータースに790万円で落札をいたしました。つきましては、消費税及び地方消費税を加えました829万5,000円で、この業者と売買契約を締結しようとするものであります。

参考までに、指名業者等につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第3号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） もう少し説明をしてほしいんですが、この財源の内訳と、どういった車、いわゆるメーカー、それから車種、それから重量等多分4トン車だとは思いますが、そういったことをもう少し御説明願います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 財源につきましては、県の合併支援補助金を予定しております。全額です。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 博君） メーカーについての御質問でございますが、メーカーについては日野でございます。仕様等についての詳しくという御質問ございましたが、仕様につきましては全長が6.45メートル、全幅が2.2、高さが2.75という形でもちまして、車自体につきましては3.5トンでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 800万円も出して買うわけですから、もう少しそういった今後こういった買い物については、資料的にこういった車を買うんだよとかいうことがもう前もってあれば、私は質問もなかったと思うんで、今後はそういうようにしてほしいと思います。

それと、この使用については、各地区ともいわゆる委託をして、委託業者の方がほとんど使用されると思うんですが、いわゆる使った後の清掃についてはどのように規定をされてますか。そのもちろん職員の方が清掃されるんじゃないと思うんですが、委託の業者にその辺を任せようと思うんですが、その辺は規定的に例えば使用后、使用したらすぐに清掃するのか、パッカー車についてはいろんなごみを吸うわけですから、例えば金属の後にプラスチックを積むとかがあって、清掃しとかないとプラスチックの中に金属がまた余って搬出をされるということもあろう

かと思えますので、その辺の決め事があるのかどうか、お伺いします。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 博君） 車両の日常の管理についてでございますが、この点につきましては、委託業者の方と年間の契約を結んでおります。その中において善良な管理をとということで、一応対応をしていただいているということでもちまして、細かく毎日とか、そういったことについてはうたってございません。あくまでも善良な管理をお願いいたしますよということでの契約になっております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の議案の中身で、質問しちょきたいというふうに思いますが、一つは、今回の入札状況を実際的に参考資料で見えますと、一つはいわゆる指名競争入札においても、分けて参加していただいておりますのが、これを見ますと旧橘地域、旧大島地域が入札に参加しておるんですね。実際には旧久賀地域、旧東和地域は入札に参加されておられません。このやり方については、今後そういう物品等については、そういう入札方法でよいかどうか、執行部の見解を聞いておきたいというふうに思います。これが1点です。

それで2点目、2点目は今回の入札書比較価格について質問します。といたしますのが、今回804万9,781円という入札比較価格があります。この設定については、どこがいわゆる責任を負い設定した価格なのか。

それとあわせて、この価格を設定するにおいては、どのようにいわゆる調査され、いわゆる見積もり、メーカー見積もりのときいろいろとられると思うんですが、実際的にはどこからとっていったのか。いわゆる業者さんからいったのか、この800何万円という数字が課でいわゆる企画書をつくってやったのか、設定に当たってはですね。

それで、いわゆる契約監理課の方がやったのか。ちょっと異常に金額的にこの予定価格というのは、私はもうかなり高い金額だというふうに考えております。その点でどうなのか、まずその点を聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 業者の選定でございますが、今回は大島と橘地区の7業者ということになっております。そのいろいろ全体14社ありますので、これは平成17年、18年度の指名競争入札参加資格申請書を提出した業者が14社あります。

その中で、今回は800万円台の買入れ価格ということでございますので、その中から5社以上、これは建設工事の方からの指名基準も参考にしておりますが、5社以上ということでございますので、7社と、ぐらいが妥当ではないんだろうかということで、7社に選定して指名いたしました。

今回は、やはり公平に入札機会を設けるということでありますので、そのようなことになる、例えば久賀と東和の業者になるとは思っております。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 博君） 予定価格の設定に当たっての資料等についてでございますが、このことにつきましては、特殊車両でございますので、メーカーの方より見積もりを聴取して、それをもとに担当部局の方で調整をさせていただきました。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、商品の特殊性というのがあります。例えば物品の中にも、いわゆる商品の特性といいますのは、例えば修理等が後からついてくる部分等があります。そういう中で、より合理的なうちゅうふうに県はとれます。しかし、全体量から言えば、本当にそういう区分けの中で公正さが保てるかというもう一つの側面もあります。

例えば、発注が久賀等は今の台数が将来的にどうなるかは別ですよ。全体としては減少していくと思いますが、さりとて新しく購入するうちゅう場合に、偏らんともいう場合もありますね、実際的には。その中で、入札の公平性ということになれば、どうがええのか、今回はもし仮にこの橋、大島地域が必要でも、向こうへいくのかどうかもちよっとあいまいですが、入札バツター順から言えば。

それで、その合理性をどこかに議論された上でやられたのか、その辺がちょっとまだ見えてこないんですよ。

例えば、入札の特殊性からそういう入札形態をとったのか、いわゆる商品の特性ですよ。それから出発したのか、それともいわゆる区分けした部分がもう一つ見えにくい。例えば、今まで土木でもありますし、いろんなことがあるんですが、いろんな要望が出ると思います。土木とも出ようし、協会からも出ようというふうに思いますが、実際的に今回の入札方法はどこから出たのか。合理的に執行部がみずから考えてこういう入札形態をとったのか。

例えば、これを見てもわかるように、実態的な藤商会さん、これは辞退されたけど、実際的には旧大島、橋だけということなんで、もう一つ合理的な説明が、私は今回の場合は必要じゃないか。それともう一つは、今後どうしていくのかということで、公平性を保つ意味からどうするかという点が大事ではないかという点で、再質問、今後ともそういう商品の特殊性の中で、将来もそういうふうな方向でやっていくのか、それとも商品の特殊性のあるものの、今回これで終わるのかどっちなのかという点で、指名審査会の長としてはどういうふうに考えるのか、聞いておきたいというふうに思います。

それと、今もう1点は入札書比較価格、いわゆる前質問して、実際的には入札、私たちは入札予定価格という言い方でやります。この金額は実際的にはメーカーから取り寄せたと。設定にお

いてはですね。しかし、実際的にはメーカーから取り寄せたっても、結果的には1メーカー、いわゆる今回の場合は、1メーカーしかもともと対応制がなかったんじゃないか。日野以外の仮にメーカーをとっても、企画書から外れると実際的には日野だけのメーカーになった可能性があるんじゃないかと。

例えば、旧大島で考えてみれば、例えば狭いところへ行くとか、いろんな条件があるんです。パッカー車でもね。実際的にはそういうなかで見積もりはとったが、それで結果的には日野があれしたが、実際的には日野以外のそういう車はなかったと。結果的にはですね、いうことになっちゃおりませんか。その中で実際的な予定価格がつり上げられたんじゃないかという危惧があるので、再質問、それぞれの観点からしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 自動車販売業者さんの指名に対する御質問でございますが、今回御質問のように、橘、大島地域の自動車販売業者さんで、7社で指名を行い、入札を行っております。じゃあ、次からはどうなるかということでございますが、機会均等ということからいたしますと、次は東和か地域の販売業者さんを集めて入札会をするということになると思います。

それともう1点、特殊な車であるので、こういう指名をしたのかという御質問でございましたが、特に特殊だからという考えは持っておりません。特殊ということになりますと、もう少し大きなマイクロバス等ございまして、マイクロバス等につきましては、この14社指名願いが出ておりますが、すべての14社さんが大きなマイクロバスを点検できる工場を持っていないということもございまして、そのときには特殊という形での指名をしたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 博君） ただいまの該当車両ですか、が日野しか該当しなかったんじゃないかという御質問でございますが、その点につきましては、あくまでもこのじんかい車につきましては、ボディはいろいろメーカーございます。また、後部に取り付けるところの、いわゆるごみを巻き込むとこですね。これについては自動車メーカーで製作しているものではございません。したがって、日野しか対応できないというふうなことで日野になったということではございません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には、まだ部長になってわかりにくいかもしれませんが、考えてみれば私はいろんな角度からその物品の予定価格はつくるべきだというふうに考えております。

今回の価格設定については、私はこれだけの高い予定価格に何でなるのか、議員ですから調査能力というのはそんなにありません。しかし、それにしてもこの予定価格、とりわけ物品につい

ではこういう流れだろうと思うんですよ。

これは違うちょっとした指摘してほしいんですが、例えば物品にしても何にしても、予算の範疇の中っちゃう基本原則の中で、実際的にはその中でよりいわゆる安い物、安い物っちゃうたら、安くてよいものを皆さん方は入札執行により、いわゆる商品を選ぶというふうに、その流れは間違いないと思うんですよ。

実際的に例えば今今回の日野に限ったものではないという担当部長の答弁ですが、実際的には企画書等を見れば、企画書、例えば皆さん方はメーカーに今企画書を出されたり、業者さんに企画書を出されたりします。そういう中で、実際的には例えば車でいったら小回りがきかなくては、細い道に行くとか、いわゆるつくる部分で実際的には特殊性が出てくるわけですよ。そうすると、結果的にはいろんなメーカーに出したとしても、結果的には仕様書、企画書等があったら、そこしかいわゆる結果としてはいかないという格好にならざるを得ない。

最後まで各メーカーに対して、例えばずっと価格を請求するという格好でやらんと、実際的には予定価格は下がっていかんのかなという側面があるんじゃないかというふうに考えておるんです。その辺で仕様書と実際的な仕様書、例えば特殊部分と実際的にはその価格部分とで実際どうなんですか、開きがあるんじゃないですか。もっと本来の予定価格は落ちるんじゃないですかという点で、再質問したいというふうに考えております。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 博君） また同じ回答になるかと存じますが、仕様でもって当然メーカーさんの方には、こういった仕様でもって見積もりをお願いしますよということをお願いいたします。その中において、今回のじんかい車についてでございますが、やはり基準は小回りがきくとかいろんなことございます。しかし、より効率的に搬出をするためには、より大きなと申しますか、今回が8立米積載予定になっておりますが、この方式については日野さんだけでなく、他社もおなじような形でもって見積もりを提出していただいております。

なお、その中において三菱自動車さんについては、いろいろ今の社会的ないろんな問題がございましたので、一応当方からは除外させていただきました。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第3号、討論はありませんか。

議員（16番 広田 清晴君） いろんな御意見がありますので、丁寧に討論したいというふうに思います。反対の立場から。

実は、私たちは議員の仕事というのは何かという点からまずしたいというふうに思います。議

員の仕事というのは、やっぱりそれなりにチェック機能をどう果たしていくのかという点であります。物品の契約において何かと、より予定価格を明確にし、そして有利な契約を運ぶ、やることとが実際的には町民のいろんなものにつながっていくということを、まず明確にしたいというふうに考えております。

もう一つ大事な点、それは何かといいますと、旧地区ごとにものをとらえるのではなしに、先ほど出ましたように、例えば大島はごみ取りは要らんらしいでちゅう発想が、議員の私はいろんな角度から見たら、私は問題があるというふうに考えております。

といいますのは、それぞれの段階で旧町から引き続いたものをすべて新町が受け入れて、その中で執行していくんです。それは当たり前のことなんですよ。しかし、たまたま今回が旧町時代で言えば大島町のいわゆるパッカー車が古くなったので、新たに契約したい、これが今回の契約議案です。そういう点が明らかな部分です。

しかし、最初に言いましたように、どれだけ町の予算執行をどれだけ議員が一つ一つまじめに見るか、この点を抜きに議員の仕事は、私は成り立たないというふうに考えております。

それで、今回私が危惧するのは、物品については当然予定価格は明らかにしません。これ当然いろんなあれがありますから、それは当然理解の上です。その上で、それじゃどれだけ入札参加者がまじめにまじめにと言うたら御無礼であります。それ入札に参加しとるか。その結果であります。

といいますのが、ある業者さんは予定価格がわからないとはいえ、100%を超える状況で入札参加と。実際落札業者さんはどのぐらいかといいますと、実際的には98.13%ということで、これも私はかなりの高値の落札状況ではなかるうかなというふうに思います。

実態として本当に予定価格が私たち議員の立場から見たら、非常にわかりにくい部分があります。しかし、私自身今回の804万9,781円については、予定価格そのものが高過ぎるといって批判をしておきたいというふうに思います。

以上、反対の立場から答弁しておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号動産の買い入れについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 4 号

日程第 9 . 議案第 5 号

議長（新山 玄雄君） 続きます。日程第 8、議案第 4 号周防大島町久賀ふるさと館条例の一部改正についてから、日程第 9、議案第 5 号周防大島町久賀ふるさと館使用条例の一部改正についてまでの 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 4 号並びに第 5 号の補足説明を申し上げます。

久賀ふるさと館の運営を周防大島町観光協会に委託することで、新たに消防計画を策定し、所轄の消防署に届け出ることが必要になっております。消防署に事前相談したところ、宿泊時においてナイトマネージャー 宿直者のことですが、これが常駐する体制にしていないうため、このままであれば宿泊施設として許可ができないという旨の回答があったところでございます。

現在の宿泊利用状況や年間予算を考慮いたしますと、ナイトマネージャーを雇用してまで宿泊業務を運営するには、非常に採算上問題があるということでございまして、公布の日からふるさと館における宿泊業務を中止しようとするものでございます。

つきましては、2 つの条例からそれぞれ宿泊に関する条文並びに別表の宿泊使用料を削除する条例の一部改正をお願いするというものでございます。慎重なる御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第 4 号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6 番 浜戸 信充君） ちょっと第 1 条についてお伺いしますが、町民生活の向上を図るといところが、福祉のというふうに変わったわけですが、これはどのようにとらえたらいいのでしょうか。町民生活の向上と福祉の向上がどう違うのか、この辺の御説明をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 第 1 条でございまして、町民生活の向上が福祉の向上に語句が変わった理由でございまして。これはとらえ方になるかと思うんですが、町民生活の向上ということでは、個人的な使用の願いがありましても、すべて個人的なことも入るということで許可を与えなければならないということで解釈をしております。そういたしますと、歯どめがきかないところが出てまいります。したがって、福祉の向上として使用許可の解釈をはっきりさせた

いということでございます。

しかしながら、これは使用許可の問題でありまして、広い意味での広域における住民活動で福祉活動に何ら制限を加えようというものではございません。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは、今まで利用できた団体なり個人は、今後も変わらないというふうに理解してよろしいということですかね。

それと、ついでに聞いときますが、消防法とかいろんなことで今回から宿泊ができないということになったわけですが、これは理解をいたしますが、今後についてふるさと館の利用について、今後どのように考えておられるか、その2点をもう1回お伺いします。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 1点目の使用でございますが、これについては特別の今までの使用について、変更というのはないというふうに解釈していただいて結構です。

ただ、完全に個人的なことで、例えば遊びごとでその部屋を使うとか、そういうことにつきましては、先ほどの町民生活の向上では、なかなか断ることが難しいということで、許可の制限が難しいということで、福祉の向上とさせてもらって、いわゆる個人的遊びごとには使わせないという、そこだけの制限を加えたいというものでございます。

それと、宿泊施設でございますが、これにつきましても法的な制限、罰則はございませんが、火災等の有事の場合、これは行政の責任は免れないということで、宿泊を削ることでございますが、通常の会議等の使用につきましては、今までどおりでございます。

議長（新山 玄雄君） ええですか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 部長の説明を聞いちょると、町民生活の向上っちゅう文句があったら、遊びごとになるような答弁になるんで、それはもうちょっと丁寧な答弁が必要じゃないかというふうに思います。

といいますのは、町民生活に必要なことの一部に、やっぱり福祉もありゃ、環境整備もいろいろあるわけで、広義の意味で言えば町民生活であります。それで、遊びはそういう条例上は発生するものじゃありません。それをいわゆる使用する意図がどういうことによるかということで、ただ福祉の向上を図るためと町民生活の向上では、それは決して私は広義の意味で言えば、逆に町民生活の方が実際的には福祉も含めるし、環境整備も含めるし、いろんな条文上はそっちの方が広義だと、広い意味でっちゅうふうに私はとらえております。

この中で説明を聞いちょると、どうもただけんかなという点で改めて考え方を聞くという立場で質問します。

といいますのは、実際的に今あそこは、今回の条例改正以前に観光協会の方があそこをいわゆ

る常駐体制をとりますということになったようであります。まだ正式には町の方にはどういう格好になっておるかわかりませんが、とりますということ。それで、実際的には管理委託はそこに委託するようになるかもわかりません。それはわかりません。実際的にはね。

それで、そのことと今回のあれは関係ないというふうには思いますが、全体としては今まで利用目的に例えば町民生活向上という要望で各種団体があり、各種個人があります。それで、今後例えば福祉の向上という特定した場合であっても、少なくとも町民生活の向上部分を広義の意味で含んでいるということで、実際的にはそれはいろんな条文上は別ですが、実態上はそういうことですよという確認をしちよきたいというふうに思います。

当然、いろんな団体がありますし、それはそこをいろんな逆に言えば目的外、将来ですよ、目的外使用で混乱するようなことがあったらいけません、少なくとも町民が申し込む場合は、そういうことはないという前提で平たく使えると。いわゆる集会をちょっとしたら平たく使えるという感覚でよろしいか、再度質問しちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 条例で条文を変えるということは、大変重要なことだとは思っております。町民生活の向上、これにつきましては広義の意味というふうに議員さんの仰せのとおりでございます。福祉の向上ということは、今回変更したことにつきましては、先ほど申しましたように、観光協会の方に事務を委託いたします。その辺で使用の許可を与えるときに、あくまでも解釈をはっきりさせたいということだけでございますので、使用につきましては今までとそう変わることはないとは思いますが。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第5号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第4号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号周防大島町久賀ふるさと館条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第5号周防大島町久賀ふるさと館使用条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年第3回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

事務局長（山内 章弘君） 御起立願います。一同、礼。

議長（新山 玄雄君） お疲れでした。

午前10時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 杉山 藤雄

署名議員 神岡 光人